

第21回農林水産政策会議の概要

- 日 時：平成22年2月18日（木）17:00～18:00
- 場 所：衆議院別館 講堂
- 出席者：佐々木政務官、舟山政務官、小川内閣総理大臣補佐官 ほか
- 議 題・農林漁業6次産業化法案（骨子）について
・公共建築物木材利用促進法案（骨子）について
・その他

1. 会議冒頭あいさつ

（佐々木政務官）本日は、今国会に提出予定のいわゆる農林漁業6次産業化法案及び公共建築物木材利用促進法案について、これまで皆様方で議論してきていただいているところであるが、今日は法案の骨子をお示しし、皆様方からご意見をいただきながら、今後、法案を詰めていきたいと考えているのでよろしくお願いしたい。

2. 佐々木政務官、小栗生産局審議官、飯高林政部長から資料に沿って説明

3. 出席議員からの主な発言

（加藤（学）議員）木造の建物については、木質バイオマスエネルギーを利用した暖房設備を義務付けるようなリンク付けするなどし木材の需給を拡大していくようにして欲しい。また、この法案を整備するにあたりWTOとの関連は大丈夫なのか。

（鉢呂議員）木材自給率を24%から50%にするのだから、単に「木材」というだけで良いのか。国産材、地域材と記述すべきではないか。

学校、幼稚園、保育など各省が木造公共建築物関連の事業を行っているが、積極的なところと消極的なところがあり、市町村の現場で混乱がある。縦割り行政から脱却して、林野庁が中心になって公共建築物の木造化を推進していくべき。市町村等に様々な情報提供をして欲しい。また、法案について、国土交通省との共管とのことだが、政務三役など政治の力でしっかりと調整して欲しい。

第2次補正予算の交付金5000億円（きめ細かなインフラ整備等を支援する交付金）について、森林の路網整備にはどれくらい使われているのか。地方公共団体にとっては、森林の路網整備の優先順位は低く、他のインフラ整備にばかり使われている。今からでも遅くないので、林野庁が率先して地方公共団体に働きかけるべき。

公共建築物木材利用促進法案について、低層の公共建築物で100%木造化を目指すためには、各省の連携が相当重要である。木造化に必要な官庁営繕の基準を作ったところで、地方公共団体がどれだけ木造化に取り組むのか。木造化によってコストが安くなるのであれば進むであろうが、そうならない場合は、予算による支援措置は、非木造より木造の方が有利になるようにするべき。

6次産業化法案は、（正式名称が）「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する法律案」となっているが、民主党らしい「6次産業化」という言葉を使うなど、わかりやすい法律の名称にして欲しい。また、旧政権下では、（農林水産物の）需給が緩和した場合、生産を制限することによって対応してきたが、（第18回農林水産政策会議の慶応大学の）金子教授からの講演にもあったように、アジアでは日本の良質な農林水産物が求められているので、今後は、需給が緩和した際には輸出を拡大して、自給率の向上を図っていくことが重要。6次産業化法案の内容として、流通プラス輸出、輸出が流通の中に含まれるような文言になるかどうかは分からないが、輸出も含めて取り組んでいくという姿勢で、日本農業の活性化、自給率の向上を推進して欲しい。

（柳田議員）地元では孟宗竹などの竹林が荒れている。竹を小学校の生垣等に利用するなどして活用できないか。

(石田(三)議員) 2点伺いたい。一つ目は、公共建築物を改修する場合は対象になるのか。2点目、木材製造業者を登録制にするというが、どのような意味を持つことになるのか。

4. 政務官及び林政部長からの主な発言

【農林漁業6次産業化法案(骨子)について】

(佐々木政務官) 6次産業化法案については、(これまでも)先生方からの御意見を踏まえて、本日お示ししている資料2ページ目の青字の部分を追加するなどして対応してきたところ。

本日、先生方から頂いた御意見を取り入れながら、しっかりした法案となるように検討を進めていきたい。

【公共建築物木材利用促進法案(骨子)について】

(佐々木政務官) 竹林については、農林水産省が中心となっている各省連携のバイオマス利用促進会議において、炭としての利用など幅広く検討している。

国産材については、定義の中で書き込みたい。

省庁間連携について、文部科学省関連では、公立の学校は法律で縛れるが、私学については法律で縛ることができない。まず、公立学校で木造化を行い、私学はできるだけそれに倣って欲しい。

公共建築物における木材利用促進は、川下対策であり登録事業者制度も活用し積極的に取り組みたい。

木質バイオマスのエネルギー利用については、議員に同意。法律に入れるのは難しいが、事業による支援で取り組みたい。

(舟山政務官) 国産材とあまり記述するとWTOに抵触する恐れがあり、慎重に法律に盛り込まなければならない。しかし、本法案は持続的な林業経営を目的としていることから、国産材という記述は重要。過去の議員立法を参考として「国内で生産された木材その他の木材」という形で記述したい。また、木造は高価であるという先入観があるがそうではないことを示していくことも大切。

(飯高林政部長) 省庁間連携については、昨年暮れに、国土交通省の三日月政務官が局長クラスを伴って、舟山政務官を訪ね林野庁長官等も同席して話し合いを行った。そのようなことも手伝って、官庁営繕などの国土交通省の関係部局とは緊密な連携が取れるようになっている。

また、文部科学省は、既に学校建設での木材利用を推進している。木造校舎は、インフルエンザによる学級閉鎖が少なくなったことや、学習効果が上がること等の教育的効果があり、両省で協力してPRしていきたいと考えている。また、3月までに、文部科学省と共同で、学校の木造化の手引き書を作成する予定。さらに、学校木造化等に係る補助についても、単価のかさ上げをしてもらえることになった。新政権になって以来、このような各省連携が密になった。

この法案は改修する場合も対象になる。(登録制にする意味については、)学校等を建てる際に製材業者の中には、長尺材や大径材等の特殊材を取り扱うことに慣れていないところもあった。登録木材製造業者は、公共建築物を建築する際に必要なこれらの長尺材や大径材等の特殊な木材を安定的に供給できる業者を認証するもの。小規模事業者を排除する仕組みではなく、特殊な木材を利用したいエンドユーザーのニーズに応える仕組みにするもの。

【その他】

(佐々木政務官) 第2次補正予算の5000億円の交付金について、鉢呂議員のご指摘はしっかりと受け止めたい。当初、この交付金の対象となるインフラ整備は、国交省関連のもの2つと森林の路網整備だけの限定だったが、最終的には「等」がついて、何でもできるようになってしまった。「路網」と「橋」が目玉だったはずだが、鉢呂議員のご指摘のような状況にある。国家戦略室が新成長戦略でも森林・林業の再生について取り上げてくれており、政府の重要施策である。PRについては、農水省としてしっかり取り組む。

(以上)